

# 愛媛県行政書士会松山支部総会運営規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県行政書士会松山支部（以下「支部」という。）規則（以下「支部規則」という。）第12条に規定する総会の運営に関し必要な事項を定める。

## 第2章 総会の招集の手續等

(招集の手續)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる場合はその旨
- (5) 次に掲げる事項

イ 総会参考書類の記載事項（議案、議案につき総会に報告すべき調査の結果があるときはその結果の概要その他支部個人会員の議決権の行使について参考となると認める事項）

ロ 書面による議決権の行使については、議決権行使書を期限までに提出すべき旨

ハ 電磁的方法による議決権の行使については、期限までになすべき旨

- (6) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していないときはその旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 支部規則の変更

2 前項の規定にかかわらず、支部規則第12条第3項の規定により支部個人会員の5分の1以上又は監事（以下「請求者」という。）が総会の開催を請求する場合には、請求者（支部個人会員の5分の1以上が請求する場合においてはその代表者とする。）は、当該請求の日から5日以内に前項各号に掲げる事項を定め、支部長に通知しなければならない。

3 支部長が当該請求の日から1か月以内に臨時総会を招集しないときは、請求者は、第1項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、前条第3項の場合を除き、支部長は、総会の開催日の5日前までに、支部個人会員に対して書面でその通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類、支

部規則第 17 条第 2 項に基づく議決権行使書（以下「議決権行使書」という。）及び出欠届出書その他必要な書類を同封しなければならない。

3 第 1 項の通知は、通知を発する日の前月末日において現に支部個人会員である者に対し、当該支部個人会員の事務所宛てに送付するものとする。

（議決権の行使に関する基準日）

第 4 条 総会の議決権を行使できる支部個人会員は、前条第 3 項により通知される支部個人会員とする。

### 第 3 章 総会の開催

（会場の設営等）

第 5 条 総会の開催の際には、会場を設営し、必要に応じ、議事運営に必要な職員等を配置する。

（支部個人会員等の出席）

第 6 条 総会に出席する支部個人会員は、会場の受付において、会員証又は行政書士証票の提示によりその資格を明らかにしなければならない。

（役員の出席）

第 7 条 支部長、副支部長、理事及び監事（以下「役員」という。）は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

（司会者）

第 8 条 総会の司会者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 総会行事の運営に関すること。
- (2) 総会成立の報告に関すること。
- (3) 議長の選出に関すること。
- (4) その他必要な事項

### 第 4 章 総会の議事

（議長の権限）

第 9 条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- (1) 支部個人会員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(議決権行使書の無効)

第9条の2 次の各号に掲げる議決権行使書は、無効とする。

- (1) 支部発送の議決権行使書用紙を用いてないもの
- (2) 提出期限を超えたもの
- (3) 日付が記載されていないもの
- (4) 支部個人会員の氏名が記載されていないもの
- (5) 押印がないもの
- (6) 訂正か所に訂正印がないもの
- (7) 鉛筆等の容易に消せる筆記用具を用いて記載されたもの

(出席した支部個人会員数)

第10条 支部規則第13条第2項に規定する定足数の確認並びに同規則第16条及び同規則第18条の採決に当たっては、次の数の合計数を出席した支部個人会員数とする。

- (1) 出席した支部個人会員本人の数
- (2) 議決権行使書を期限までに提出（無効なものを除く。）した支部個人会員の数
- (3) 第2条第1項第4号の規定により、理事会において電磁的方法により議決権を行使することができる場合と定めた場合は、電磁的方法により期限までに議決権を行使した支部個人会員の数

(議題の付議の宣言)

第11条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(役員等の報告又は説明)

第12条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、役員等又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。

- 2 支部個人会員が役員等に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は役員等に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが支部個人会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認めるときはこの限りではない。
- 3 支部規則第12条第3項の規定により請求者から招集の請求があった場合は、議長はその請求者に議題又は議案の説明を求めなければならない。また必要があるときは役員等に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第13条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(動議)

第14条 支部個人会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(採決)

第15条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 6 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 7 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第16条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第17条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第18条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することができる。
- 3 前項ただし書の場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに支部個人会員に通知し

なければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第19条 議長は、全ての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、支部規則第20条第1項各号に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。また議長及び議事録署名人はこれに署名押印又は電子署名をしなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第21条 議長は、欠席した支部個人会員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

2 支部長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、支部が発行する広報誌に掲載するものとする。

## 第5章 総会の事務

(事務)

第22条 総会の事務は、支部長が指名した副支部長又は理事がこれを行う。

## 第6章 雑則

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成25年9月28日(理事会承認の日)から施行する。

2 平成18年2月8日施行の支部総会運営規程は、廃止する。

附則

この規程は、平成26年3月20日(理事会承認の日)から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月7日(理事会承認の日)から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月2日(理事会承認の日)から施行する。